

所得税法第56条って？→ 戦前の「家」制度のなごり

中小自営業や農業は家族の労働で支えられていますが、家族への給与は経費として認められません。明治20(1887)年に導入され、その後の改正でも維持されてきた所得税法第56条で“事業主の配偶者や親族への給与は必要経費としない”と定められているからです。家族従業員の働き分(自家労賃)は事業主の所得に合算され、配偶者は86万円、親族は50万円が控除されるだけ。「家」制度のなごりが、まだこんなところにあるのです。家族従業員の多くは女性であり、第56条の廃止は、ジェンダー平等、女性の地位向上につながります。

これは人権問題です→ 実際にさまざまな差別が

所得税法第56条は、労働に対する報酬を認めない差別規定で、憲法14条・法の下での平等、24条・両性の平等、27条・労働の権利などに違反しています。実際に、家族従業員は所得証明が得られないため、社会保障は劣悪、保育所申し込みなどでも不利益を受けています。

国内外から見直しの声→ 1日もはやく第56条の廃止を

家族従業員への給与を経費と認めるのは世界の流れです。女性差別撤廃委員会は2016年に「家族経営における女性の労働を評価するための所得税法見直し」を日本政府に勧告しました。第5次男女共同参画基本計画も「女性が家族従業員として果たしている役割に鑑み…税制等の各種制度の在り方を検討する」としています。第56条の廃止を求める意見書は、全国560近くの自治体で採択されています。

人間らしく
生きたいから
私の働き分を
みとめて！



婦団連は多くの個人・団体のご協力をいただき、全国から寄せられた請願署名を毎年国会に提出してきました。女性差別をなくし、ジェンダー平等を実現するために、「ジェンダー4署名」のとりくみをすすめましょう。

2021年12月

日本婦人団体連合会（婦団連） 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-11-9-303

TEL03-3401-6147 FAX03-5474-5585 E-mail:fudanren@cocoa.ocn.ne.jp

憲法と女性差別撤廃条約にもとづくジェンダー平等を求めて

《ジェンダー4署名》の推進を

婦団連は、憲法と女性差別撤廃条約にもとづくジェンダー平等の実現のための4つの請願署名《ジェンダー4署名》を毎年国会に提出しています。ご協力ください。

- 署名1 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准
- 署名2 選択的夫婦別姓の導入など民法・戸籍法の改正
- 署名3 日本軍「慰安婦」問題の解決
- 署名4 所得税法第56条の廃止

署名1

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を

女性差別撤廃条約って？→ 世界の女性の憲法

1979年に国連で採択された、女性の権利全般に関する国際規定で、法的拘束力があり“世界の女性の憲法”ともいわれます。日本は1985年に批准しました。「個人、団体、企業」による「法律上の差別」も「事実上の差別」もなくすことを求めています。さらに、母性保護を目的とする特別措置や、「事実上の平等」促進のための一時的な優遇措置（暫定的特別措置）を認めています。

条約を確実に実施するために→ 国の報告書を委員会が審議

条約を批准した国は、条約の実施状況を4年に1度国連に報告します。23人の専門家による女性差別撤廃委員会が報告書を審議し、条約実施をすすめるための具体的な勧告をおこないます。このとき各国NGOは、レポート提出、審議の傍聴、ロビー活動ができます。

選択議定書って？→ 条約をパワーアップ

条約に新しい制度を追加するもので、締約国は改めて批准する必要があります。女性差別撤廃条約の選択議定書の内容は、人権侵害を受けた個人やグループが委員会に直接申し立てできる“個人通報制度”と、委員会による“調査制度”です。委員会は申し立てを検討して「見解」を発表します。

選択議定書は現在114カ国が批准していますが、日本政府はずっと「検討中」です。批准を求める請願は参議院でこれまで20回も採択されています。条約の実効性強化、国際基準による女性の人権保障のため、一日も早い批准が必要です。

